

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	重油1種2号	松基LPS-P91001-1
		承認 平成30年 5月23日
		作成 平成30年 5月23日
		改正 令和 4年10月14日
		令和 年 月 日
作成部 隊等名	第4航空団(補給隊)	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地において使用する重油1種2号について適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- 1) DSP K 2210F 重油
- 2) JIS K 2205 重油
- 3) JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

b) 法令等

- 1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)
- 2) 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)
- 3) 計量法(平成4年法律第51号)

分類番号：E-10-124

作成年度：2022年度

保存期間：5年

枚数：6枚

保存期間満了時期：2028. 3. 31

開示判断：開示

件名	重油1種2号
----	--------

2 製品に関する要求

2.1 規格

調達要領指定書による。

2.2 納入に関する要求

調達要領指定書による。

2.3 品質管理

調達要領指定書による。

3 品質保証

3.1 提出書類

契約相手方は、重油1種2号社内試験成績書（別紙様式）1部を官側に提出するものとする。

3.2 受領検査

受領検査官は、「品質及び数量」の受領検査を行い合否の判定をするものとする。

4 その他の指示

4.1 基地内共通事項

a) 基地の立ち入り

契約相手方は、基地内規則に従い基地に出入門するものとし、かつ、基地立ち入り場所の制限等については、受領検査官の指示に従うものとする。

b) 基地内の車両運行

契約相手方は、基地規則に従い基地内車両運行をするものとする。

4.2 その他の指示

a) 保証

本件において、故意又は過失により施設等に損害、損傷を与えた場合は、契約相手方が原状に復するものとする。

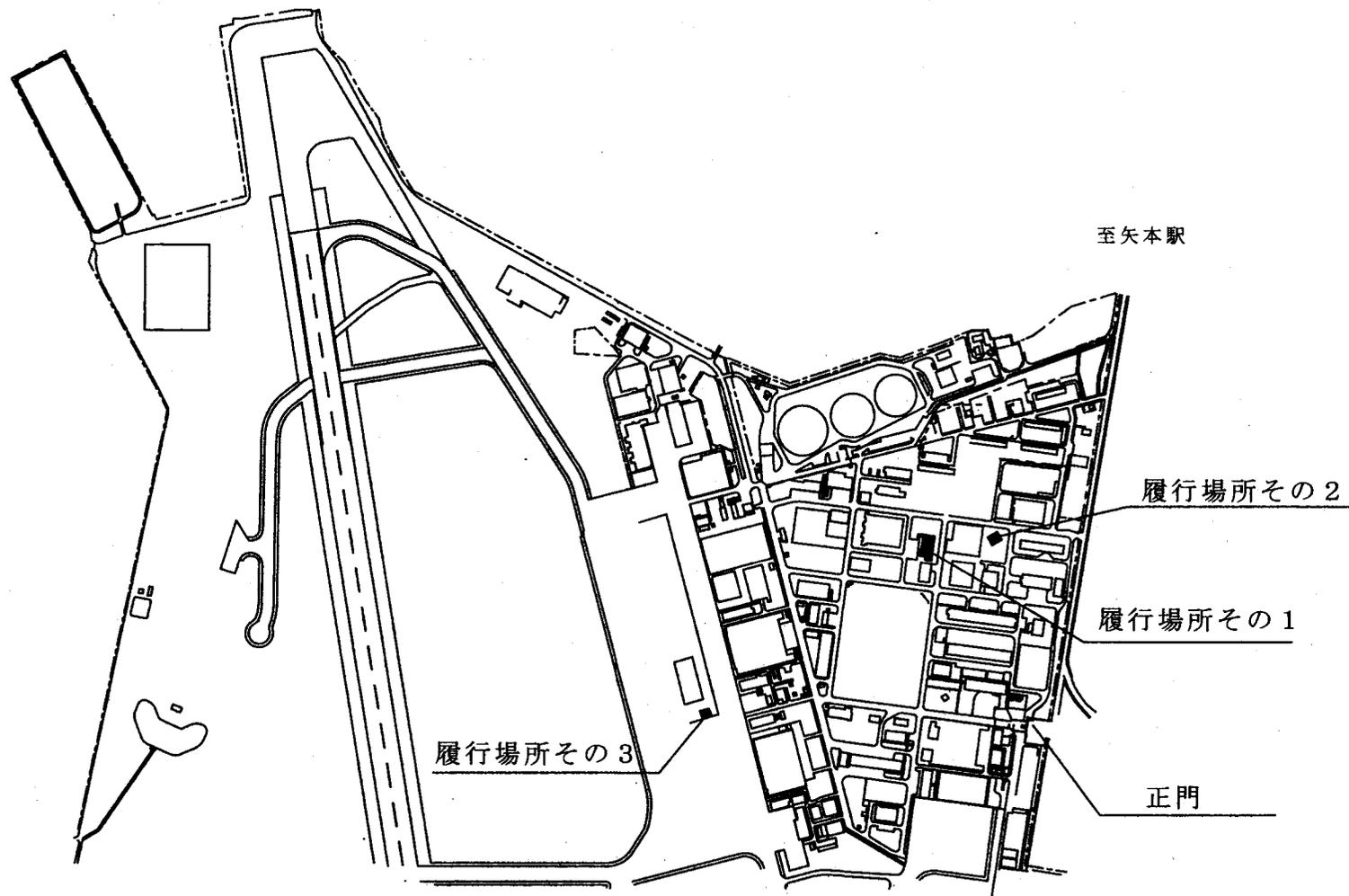
b) 疑義

契約相手方は、本仕様書に明示されていない事項、不明な事項及び疑義が生じた場合については、都度、受領検査官等と協議し、その指示を受けるものとする。

調達要領指定書

調達要領指定書	調達要求番号	P 4 営燃 X X 3 6 0 6
	調達要求年月日	令和 5 年 2 月 1 3 日
	作成部隊等名	第 4 航空団 (補給隊)
	作成年月日	令和 5 年 2 月 1 0 日
品 名	重油 1 種 2 号	
仕様書番号	松基 L P S - P 9 1 0 0 1 - 1	
<p>指定事項</p> <p>物品番号：9 1 4 0 - 4 1 2 - 4 6 4 8 - 5</p> <p>品 名：重油 1 種 2 号</p> <p>契約数量：4 0 0, 0 0 0 L I (リットル) (4 0 0 K L (キロリットル))</p> <p>2.1 規格</p> <p>D S P K 2 2 1 0 F</p> <p>2.2 納入に関する要求</p> <p>a) 納入区分</p> <p>バルク収め</p> <p>b) 納入要領</p> <p>1) 契約相手方は、消防法に基づく基準に適合したタンクローリー等により納入するものとする。</p> <p>2) 納入場所は、官側が指定する場所 (付図第 1、第 2) とする。</p> <p>3) 契約相手方は、納入日について官側と協議した後、納入するものとする。分納の場合も同様とする。</p> <p>4) 分納の場合は、納入数量ごとの納品書で相互確認するものとし、契約数量完納まで継続するものとする。</p> <p>2.3 品質管理</p> <p>a) 契約相手方は、D S P K 2 2 1 0 F 5. 2 に基づく成績書等により品質管理するものとする。また、石油製油所が発簡した成績書も同様のものとする。</p> <p>b) 成績書等により品質管理及び品質保証がなされている場合は、その成績書等を提出書類とするものとする。</p>		

役務履行場所



航空自衛隊松島基地

重油タンク納入地区

エプロン地区

道路

地下重油タンク×2基

高台部

重油タンク×3基

地下重油タンク

コンクリート舗装部
(ローリー停車場所)

(ローリー停車場所)

アスファルト部

- 1 官側の指定した場所へ本物品を納入するものとする。
- 2 履行場所までの経路は、官側がエスコートするものとする。
- 3 納入するタンクは、官側が指示するものとする。

道路

コンクリート舗装部

(ローリー停車場所)

道路

至 正門